

事務連絡
令和4年3月25日

村内児童福祉施設 各位

北中城村役場福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る村内児童福祉施設の感染者発生時の対応方針について
(令和4年3月25日改訂)

みだしの件について、新型コロナウイルス感染症の感染者発生時の児童福祉施設等における対応について、沖縄県よりオミクロン株に対応した濃厚接触者の特定・行動制限について取扱いの変更(令和4年3月24日)に伴い、村内児童福祉施設の感染者発生時の対応方針を改訂いたしましたので通知します。

記

村内児童福祉施設における対応方針 (R4.3.25 改訂内容の概要)

1. 濃厚接触者 (R4.3.24 県通知) の特定・行動制限について
 - ①保健所等が濃厚接触者を特定
「同居家族」または「ハイリスク施設 (病院、高齢・障害児者入所施設)」
※児童福祉施設等による濃厚接触者の特定はしない
 - ②待機期間 7 日間 (8 日目に解除)
又は 4・5 日目の 2 回抗原検査 (自費検査) で陰性確認後に解除
2. 村内児童福祉施設における対応について
 - A. 濃厚接触者 (上記 1 参照) の発生
 - ①重点清掃 (消毒) の実施
 - ②濃厚接触者の検査結果の確認
→ 検査結果が判明するまでクラス単位等の一部休園 (最大 2 日間) を要請
→ 「陽性」であった場合 B 及び C を参照
 - B. 感染者の発生
 - ①重点清掃 (消毒) の実施
 - ②施設において、接触者 *1 のリストアップ (濃厚接触者の特定は行わない (上記 1 参照))

③施設において、接触者に対して「学校・保育PCR」の実施、または接触者PCR検査センター等による受験を要請し、陰性が判明するまで利用・勤務の自粛を要請
なお、検査を受検できない場合は、7日間の自宅待機又は4・5日目の2回抗原検査（自費検査）で陰性確認後に解除

④従事者の勤務自粛による受入ができない場合は、クラス単位等での一部または全部休園を実施

C. 同一施設内において感染者が多数発生した場合

①村と協議し、施設の一部または全部の休園措置を協議する。

*1 本対応方針における接触者とは、陽性者（無症状者を含む）の感染可能期間中（発症2日前から入院等の隔離開始まで、または陽性が判明した検査2日前から隔離開始までの間）に次の接触をした者とする。

①手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者15分以上の接触があった者

②陽性者の唾やくしゃみ、それらが付着した物等に直接接触した可能性が高い者（※直後に手指消毒等をした場合を除く）

北中城村役場 福祉課児童福祉係

電話098-935-2263（福祉課直通）